

1 震災時避難所とは



震災時避難所の標識
(指定小・中学校に標示)

役割1

震災時に自宅が倒壊するなどして住居を失った人や自宅での生活に危険を伴う人が一時的に避難生活を送る場所

役割2

震災時に自宅で生活する人の支援拠点
→水や食料の提供、情報の伝達拠点

※ 横須賀市は校舎及び体育館の耐震化が完了している市立の小中学校を震災時避難所に指定しています。

2 震災時の避難に関する基本的な動き

①津波からの高台避難、②大火災から身を守るための広域避難地への避難は「緊急避難」です。緊急避難の必要がなければ、③地域での自主防災活動に協力してください。残念ながら自宅が倒壊してしまったり、自宅で生活することが危険である場合は、震災時避難所へ避難(生活するための避難)します。



◆「一時避難地」は、一時的に身の安全を確保したり近隣住民どうしが安否を確認しあう場所であり、また、地域における自主防災活動の拠点となります。行政が指定するものではなく、地域の実情を把握している自主防災組織が決めている場所です。

3 震災時避難所の開設基準

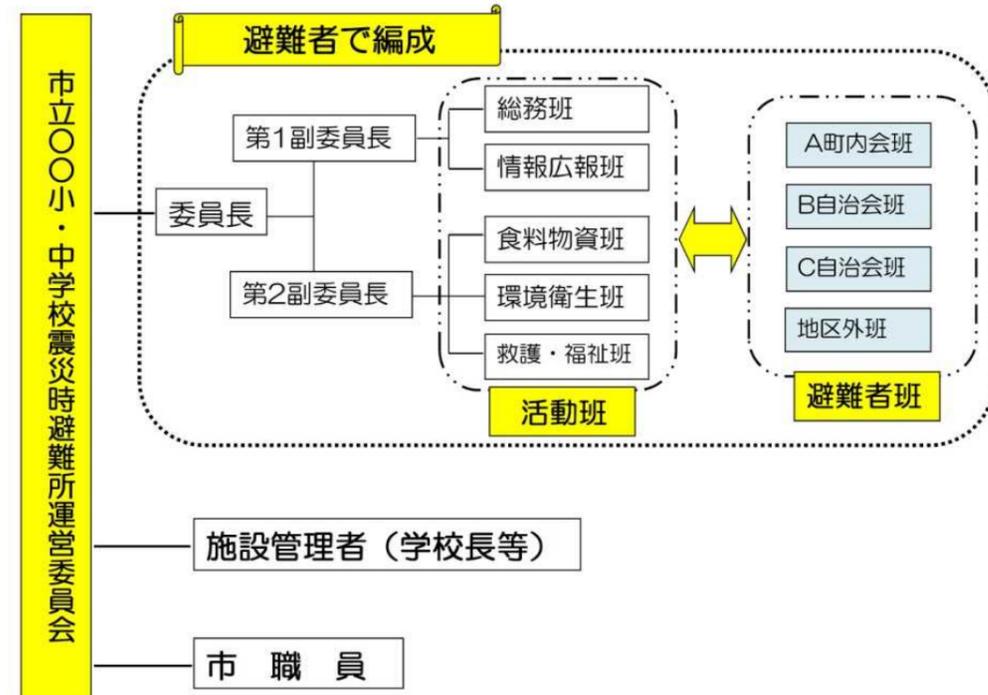
横須賀市は震度5強以上の地震が観測された場合には、震災時避難所の開設準備に入ります。施設の安全が確認された場合には、原則すべての震災時避難所が開設します。

「大津波警報」、「津波警報」が発表された場合には、浸水が予想される区域の震災時避難所は開設しません。なお、未開設の避難所は大津波警報などが解除となり、施設や周囲の安全が確保されたときに開設します。

4 震災時避難所の運営

震災時避難所の運営は、**避難者が中心となって行います**。避難所に避難してきた避難者、施設管理者(学校長など)、参集した市職員がそれぞれの役割に応じて相互に協力・連携して運営します。

震災時避難所運営委員会の組織体制



震災時避難所運営委員会の基礎となるのは各町内会・自治会で組織する「避難者班」です。運営の中心を担う「活動班」は、避難者班から班長・班員となる人員を派遣して編成します。それぞれ役割を分担し、避難所での自治活動を展開することにより、安全で秩序ある避難所運営を行います。

1 震災時避難所に避難するまでの行動

①震災時避難所に避難する必要がある方は、自宅が倒壊してしまった方、津波や火災で自宅が被災して自宅での生活ができない方、自宅での生活に危険を伴う方、または避難を優先させる方（災害時要援護者など）です。

②自宅から避難するときは、水や非常食など最小限の必需品を入れておいた非常用持出袋を持って避難してください。

※ 震災時避難所にある非常食などの備蓄品は数に限りがあります。

③震災時は建物倒壊やがけ崩れなどで道路が寸断することが予想されます。避難経路には多くの危険があるため、震災時避難所への避難は「安全第一」とし、避難者全員で協力し合い、集団で避難します。

※ 日頃から、地域の避難場所（一時避難地など）から震災時避難所までの避難経路を確認しておきましょう。



2 避難者で震災時避難所（体育館）を開設するまでの流れ

大地震はいつ起こるかわかりません。夜間や休日などの時間帯で、市職員などが到着する前に多数の避難者が学校（震災時避難所）に避難してくることも想定しておかなければなりません。

①避難者の代表者は、各町内会・自治会に事前に配布している防災収納庫の鍵を持って避難します。

②避難してきた町内会・自治会ごとにグラウンドなど安全な場所に集合します。

※ 学校の門扉が施錠されているときは⑤の要領で開錠します。

③各町内会・自治会でリーダーを選任します。（暫定リーダー）

④防災収納庫から避難所運営に必要な資料（震災時避難所運営マニュアルなど）を取り出します。

⑤避難所運営マニュアルで決められた方法で体育館や門扉の鍵を確保して開錠します。

⑥防災収納庫から取り出した「避難場所安全確認表」で体育館の安全確認を行います。（2名以上で）

⑦体育館の安全が確認できたら、順次、体育館に入ります。

◆ 防災収納庫は避難所運営に必要な資機材（発電機、投光器、携帯トイレ・組立トイレなど）が納められており、学校の敷地内に設置してあります。なお、防災収納庫の鍵は各町内会・自治会に1本配布しています。

3 開設後の初動行動（避難者数などのとりまとめ）

①体育館に入ったら、あらかじめ決めておいた町内会・自治会ごとの居住スペースに集まります。

②各町内会・自治会の暫定リーダー中から避難者全体の代表（暫定統括リーダー）を選任します。

③各町内会・自治会の暫定リーダーは自己町内会・自治会の避難者数などを「情報収集連絡票」に記入し暫定統括リーダーに提出します。

④暫定統括リーダーが回収した「情報収集連絡票」は、市職員または施設管理者（学校長など）が到着したら提出します。

⑤各町内会・自治会単位で避難者班を編成し、暫定リーダーは避難者班班長となります。

⑥避難者班班長は「避難者カード」を自己班の班員（避難者）に配布し、記入を指示します。

⑦避難者班長は「避難者カード」を回収し、暫定統括リーダーに提出します。

※ 暫定統括リーダーは震災時避難所運営委員会が編成されるまで管理します。

⑧市職員、施設管理者（学校長など）、避難者が集まった段階で、震災時避難所運営委員会の編成準備に入ります。

同時に行うこと

- ①携帯トイレや照明器など資器材の準備
- ②食料や飲料水の確保
- ③けが人・病人への対応
- ④災害時要援護者への対応
- ⑤地域自主防災活動への協力

4 震災時避難所運営委員会の編成と各活動班の任務内容

①各避難者班長、施設管理者、市職員が集まり、震災時避難所運営委員会の委員長、副委員長、各活動班の班長及び班員を、震災時避難所運営マニュアルで決めておいた方法で選任します。

②以後、委員長などは各活動班を指揮し、円滑な避難所運営を行います。

各活動班の任務内容（例）

総務班

- ①運営本部事務局
- ②各活動班等との調整
- ③要望等への対応、避難所警備



情報広報班

- ①避難者情報の管理
- ②各種情報の収集伝達
- ③電話・郵便・来客対応



食料物資班

- ①食料物資の調達・分配
- ②炊出し



環境衛生班

- ①飲料水、生活用水の確保
- ②トイレの管理・ごみ処理
- ③清掃・衛生管理
- ④ペットの対応



救護・福祉班

- ①負傷者への応急手当
- ②高齢者、障害者、外国人等への対応
- ③子供のストレスケア

